

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革

男女共同参画意識の一層の向上を図るため、あらゆる世代に対して、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、県民の意識形成に大きな影響力を持つメディア情報を判断する能力の向上を図ります。

施策の方向

(1) 県民の理解を深めるための広報・啓発の充実

男女共同参画意識の一層の向上を図るため、積極的な広報・啓発活動を行います。

- ① 男女共同参画意識の一層の向上を図るため、様々な機会や媒体を活用して、積極的に広報・啓発を行います。
- ② 「山梨県男女共同参画推進条例」に定めた「男女共同参画推進月間(6月)」において、全県的な啓発事業や男女共同参画事業者等表彰を実施し、県民の意識を高めます。
- ③ 男女共同参画に関する実態や意識等について調査し、その結果を啓発事業等に反映します。

(2) メディアに対する取り組み支援

メディアに対して、女性や子どもへの人権等へ十分な配慮をするよう働きかけるとともに、^(注)メディアリテラシーを向上させるための教育や啓発を行います。

- ① メディアにおける性描写や暴力・残虐表現等について、関係機関や団体との連携を図り、表現の自由を十分に尊重した上で、自主規制等の取り組みを促進するとともに、啓発活動を行います。
- ② メディアからの情報について、自らが主体的に考えて判断する能力を向上させるための教育や啓発を行います。

(注)メディアリテラシー…メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

成果目標

項目	基準値	目標値
男女共同参画フォーラム 参加者数	264人 (H28)	1,700人 (H29～H33累計)
やまなし女性の応援サイト アクセス数	1,929,770件 (H27までの総計)	3,151,000件 (H33までの総計)

※「成果目標」において、計画期間中の累計を示す場合は「～（累計）」、計画期間以前を含む累計値を基準値、目標値とする場合は「～（総計）」と表記しています。（以下同様）

重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を推進するため、次世代を担う子どもたちへの学校教育の充実や生涯にわたる学習活動の推進を図るとともに、女性の能力発揮のための学習機会の充実等を図ります。

施策の方向

(1) 学校における教育・学習の充実

次世代を担う子どもたちが、人権の尊重や男女の相互理解と協力等への理解を深めることができるような教育を推進するとともに、一人ひとりの個性や能力に応じたキャリア教育の充実を図ります。

- ① 学校教育全体を通して、人権の尊重と男女の平等を基礎とした指導の充実を図ります。また、教育関係者に対して研修の実施や啓発資料の提供を行います。
- ② 性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力に応じて主体的に進路選択ができるよう、教育と学習の充実を図ります。
- ③ 理工系分野への人材育成のため、大学や企業との連携により、性別にとらわれることなく科学技術への意識の高揚を図ります。

(2) 生涯にわたる学習活動の推進

誰もが社会の様々な分野に参画し能力を発揮できるよう、学習機会や情報の提供に努めます。

- ① 各種媒体を活用し、生涯学習に関する情報を提供するとともに、学習機会の充実を図ります。
- ② 男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進するため、子育て相談や子育て支援講座の充実を図ります。
- ③ 学校施設等を活用し、地域における学習機会の充実を図ります。

(3) 女性のための学習の充実

女性が自らの意思によって社会の様々な分野で活躍できるよう、学習機会の充実を図ります。

- ① さまざまな分野へのチャレンジを志す女性が、自らの意識と能力を高め、活躍する力をつけられるよう、学習機会の充実を図ります。
- ② 女性の能力発揮を支援するため、女性のチャレンジに必要な情報の提供等を行います。

(4) 多様な文化に対する理解促進

国際的な視点からの情報提供を行うとともに、国際交流などを通じて諸外国の社会や文化への理解を深めます。

- ① 国際社会における男女共同参画に関する取り組みの動向や成果等の情報を収集し、県民への提供等を行います。
- ② 外国人住民と日本人住民とがともに多様性を認め合い、相互理解を深めるよう、交流事業等に取り組みます。

成果目標

項 目	基 準 値	目 標 値
キャリア教育の体験プログラムが「有意義であった」とする生徒の割合	—	90.0% (H30)
山梨県立男女共同参画推進センターにおける「男女共同参画講座」の参加者数	220人 (H27)	1,300人 (H29～H33累計)

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

重点目標1 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

男性中心型働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、企業トップの意識改革や企業における業務の効率化、多様な働き方の導入などの取り組みを促進します。

施策の方向

(1) 男性中心型の働き方改革のための意識啓発

長時間勤務を前提とした従来からの男性中心型の働き方を見直し、仕事と家庭生活の両立に向けた働き方改革に関する意識啓発に努めます。

- ① 関係機関や各団体と連携して、県内各企業に対して「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを行います。
- ② 企業訪問等を通じて、女性の活躍推進に関する普及啓発を行います。
- ③ 企業における働き方改革を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の先進的な事例を紹介し、他企業の取り組みの促進を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取り組みの定着化

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、業務の効率化や多様な働き方の導入促進など企業等の取り組みの定着化を図ります。

- ① 中小企業における就業規則の整備等に関する講習会の開催や個別相談を実施します。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業等に対し、専門家を派遣し、働きやすい職場環境づくりに向けた支援を行います。
- ③ 関係機関と連携し、育児・介護休業制度などの両立支援制度や、「くるみん」認定制度などの周知を図るとともに、企業等における仕事と家庭の両立に向けた職場環境づくりを推進します。

- ④ 入札参加資格の審査において、仕事と家庭の両立支援等に取り組む企業を評価します。

成果目標

項 目	基 準 値	目 標 値
山梨県男女共同参画推進 事業者表彰数	29事業者 (H28までの総計)	49事業者 (H33までの総計)
子育てと仕事の両立を 支援する企業数	277社 (H26までの総計)	352社 (H31までの総計)

重点目標2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大するため、女性の人材育成を図り、管理職等への登用を促進します。

施策の方向

(1) 行政分野等における女性の参画の拡大

行政分野等において女性が活躍できる環境を整備し、女性の採用の拡大、管理職等への登用を促進します。

- ① 県の施策等に女性の意見を反映させるため、審議会等の委員に女性を積極的に登用します。
- ② 特定事業主行動計画に基づき、県職員や教職員、警察職員における女性の採用やキャリア形成の支援、管理職等への登用等を促進します。
- ③ 市町村に対して、「女性活躍推進法」に基づく推進計画の策定を促し、審議会委員等への女性の登用等を促進します。
- ④ 各市町村が行っている女性の参画に関する施策や取り組みについて、定期的に調査・公表し更なる推進を図ります。

(2) 企業・団体等における女性の参画の促進

企業・団体等における女性の管理職等への登用を促進するため、経営者や管理職の意識改革を図るための広報・啓発活動を行います。

- ① 女性の活躍推進に向けた企業の意識改革を図るため、経営者や管理職等への研修会の開催や企業への個別訪問を行い、企業の主体的な取り組みを支援します。
- ② 企業における女性の登用を促進するため、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定・実施に向けた取り組みを推進します。
- ③ 女性の活用に先進的に取り組んでいる企業を広く紹介するとともに、そこで活躍する女性の事例やロールモデルなどの情報を提供し、取り組みの促進を図ります。

(3) 女性の人材育成

女性の登用促進を図るため、講座や研修などによる人材育成を通じて、政策・方針決定過程への参画の拡大を図ります。

- ① 女性リーダーに必要なスキル等を学ぶ講演会や異業種の女性職員による意見交換会等を開催します。
- ② 女性のキャリアアップや人材育成のためのセミナーや講座を開催します。
- ③ 女性職員のさまざまな働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを女性の応援サイト等で紹介し、活動事例や人材情報などを広く周知します。

成果目標

項目	基準値	目標値
県の審議会等委員への女性の登用率	36.3% (H27)	40.0% (H33)
管理的職業従事者（会社役員・管理的公務員等）に占める女性の割合	13.3% (H24)	20.0% (H33)
「女性活躍推進法」に基づく市町村の推進計画の策定率	44.4% (H28までの総計)	100.0% (H33までの総計)

重点目標3 能力開発の促進と働く環境の整備

女性の能力開発のための取り組みを積極的に推進するとともに、安心して働き続けることができるよう、働く環境や、子育て支援サービスの充実を図ります。

施策の方向

(1) 女性の能力開発促進のための環境の整備

女性の能力開発のための取り組みを積極的に推進するとともに、受講しやすい環境の整備を図ります。

- ① 企業で働く女性職員に対して、スキルアップや長期的なキャリア形成などについて学ぶ講演会や意見交換会等を開催します。
- ② 企業の管理職等に対して、女性の活躍を推進するためのセミナーや研修等を開催します。
- ③ 女性職員の能力開発を積極的に推進する企業・団体の活動について表彰などで広く周知することにより、他の企業の自主的な取り組みを促進します。
- ④ 就業しながらキャリアアップを目指したり正規職員への転換等を促進したりするために、技術・知識の習得を目的とした職業訓練を実施します。
- ⑤ 起業を希望する女性に対して、経営等に関する知識の習得や、同じ立場の仲間や先輩起業家とのネットワーク構築を支援します。
- ⑥ 子育て中の母親等が、就職に必要な技能・技術を習得するための職業訓練を安心して受けられるよう、託児付きの職業訓練を実施します。

(2) 女性の就業等に関する相談体制の充実

雇用における差別の解消やハラスメント防止等のほか、多様な労働相談に対応する相談窓口の周知や、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

- ① 国や関係機関と連携し、県内の企業に対して、県内の労働情勢、行政施策、各種制度等の労働関係情報を提供します。
- ② 国や関係機関と連携して、職業相談や子育て支援制度等に関する情報など雇用関連サービスをワンストップで提供し、若年者、子育て中の母親等の就業を支援します。
- ③ 職域の拡大や職業能力開発を希望する人のために、情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ④ 女性起業者等を支援するため、経営等に関する各種相談について、一元的に指導、支援できる体制を整備します。
- ⑤ 労働者の賃金、解雇、雇用に関することなど、多様な労働相談に対応します。
- ⑥ 関係機関と連携しながら、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなど働く女性が職場で直面するトラブル等の相談に対応するとともに、相談窓口の周知に努めます。

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

女性が安心して子育てしながら働き続けることができるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

- ① 子育てに関する負担の軽減を図るため、第二子以降の三歳未満児の保育料無料化を実施します。
- ② 子育て支援に関する制度や育児相談窓口の紹介など、さまざまな情報を提供するとともに、地域の子育て支援団体等のネットワークづくりなどへの支援に努めます。
- ③ 多様化する保護者のニーズに的確に対応するため、児童館や放課後児童クラブなどの施設・設備を整備し、放課後児童対策の充実に努めます。
- ④ 市町村が行う特別保育事業（夜間保育や病児病後児保育等）への取り組みを支援するとともに、保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育を促進します。
- ⑤ 女性の医師・看護職員等のスムーズな職場復帰のため、院内保育所の利用を促進するなど、働きやすい職場づくりを進めます。

成果目標

項目	基準値	目標値
女性(25～44歳)の有業率	73.75% (H24)	76.75% (H29)
放課後児童クラブの 設置箇所数	217箇所 (H26までの総計)	258箇所 (H31までの総計)

基本目標Ⅲ 男女共同参画による豊かな社会づくり

重点目標1 家庭における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画を推進するため、男性が家庭において果たす役割の重要性について普及啓発を行うとともに、男性の育児参画を促進します。

施策の方向

(1) 男女共同参画による家庭づくり

男性の家庭生活への参画に向け、男性が家庭において果たす役割の重要性についての普及啓発を行い、家庭における男女共同参画を推進します。

- ① 家族が互いに尊重し協力し合って、家庭教育において責任を果たせるよう、父親を考えるフォーラムを開催し、男性が家庭において果たす役割の重要性についての普及啓発を行います。
- ② 男性の家庭参画を推進するために、企業に講師を派遣し、従業員を対象にした父親の子育て参加を促す講座を開催します。
- ③ 男性の家庭参画の取り組みを促進するため、研修を行うとともに、自主的な活動を行っているグループと連携を図ります。
- ④ 家庭における男性の悩みなどについて、男性相談員による電話相談を実施します。

(2) 男性の育児参加の促進

男性に対し、子育て支援制度の周知を図るとともに、男性の育児参画のロールモデルや活動事例を紹介し、男性の育児参画を促進します。

- ① 家庭において活躍する男性のロールモデルや活動事例を紹介するとともに、子育て支援制度の周知を行い、男性の意識啓発に努め育児参画を促進します。
- ② 男性の子育てをテーマにしたフォーラムを開催し、男性の家庭教育参加の必要性について理解を深め、意識改革を図ります。
- ③ 男性の育児参画を推進するために、企業等の職場において、男性育児参加推進員を養成するとともに、男性の育児参画をテーマとした研修会等へ講師を派遣します。
- ④ 子育てに関する様々な不安や悩みなどについて気軽に相談ができるよう、相談体制の充実に努めます。

成果目標

項目	基準値	目標値
県内企業における男性の育児休業取得率	1.6% (H24)	10.0% (H30)
男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	2時間34分 (H27)	3時間30分 (H33)

重点目標2 地域・農山村における男女共同参画の推進

地域や農山村の男女共同参画を推進するため、自治会など地域活動への女性の参画を促進するとともに、農山村におけるリーダーの養成や起業への支援などを行います。

施策の方向

(1) 地域社会活動への男女共同参画の推進

自治会等の地域活動やボランティア活動等において、男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを支援し、あらゆる場面における女性の参画を促進します。

- ① 地域に根ざした組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点を反映した活動ができるよう支援します。
- ② ボランティアやNPO活動に男女がともに参画できるよう情報提供等を行うとともに、地域で活躍する女性の事例などを紹介し、地域の男女共同参画を推進します。
- ③ 防災・災害復興に関する施策・方針決定過程や災害時の避難所の運営等のさまざまな場面において、女性の参画を促進します。

(2) 農山村における女性の活躍促進

農村女性が中心となったグループの活動や起業を支援するため、商工業者等とのネットワークづくりを推進するとともに、女性リーダーの養成を支援します。

- ① 農産物の6次産業化など、農業に従事しながら活躍の場を拡げている女性グループの活動や起業を支援するため、商工業者等とのネットワークづくりを推進します。
- ② 地域において中心となって活動する次世代の農村女性リーダーの養成を支援します。
- ③ 新規就農者が経営能力や技術向上を図るための研修機会の提供を行います。
- ④ 意欲のある女性が政策・方針決定の場に参画できるように、各種団体と連携して、女性の農業委員への登用に向けた環境づくりを推進します。

成果目標

項目	基準値	目標値
自治会、女性団体などの地域活動を行っている女性の割合	12.2% (H27)	17.0% (H33)
地域防災リーダー養成講座に占める女性の割合	14.3% (H27)	30.0% (H33)
女性を登用している市町村農業委員会の割合	41.0% (H27)	100.0% (H31)

基本目標Ⅳ 男女の人権と健康に配慮した社会づくり

重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、暴力を許さないという意識の啓発に取り組むとともに、DVやセクシュアルハラスメント、ストーカー行為等の防止対策の推進や、被害者の保護を行います。

施策の方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり

暴力のない社会づくりのため、あらゆる年代に対し暴力を許さない意識の普及啓発を行い、関係機関と連携して、安全・安心な環境づくりに取り組みます。

- ① 女性に対する暴力を許さない意識を醸成するための啓発活動を行います。
- ② 学校教育等を通じて、女性に対する暴力についての正しい認識を深め、暴力のない社会を築くため、若い世代への人権教育等に努めます。
- ③ 女性等に対する暴力の発生の未然防止に取り組みます。
- ④ 犯罪被害者からの相談に迅速に対応し、関係機関と連携して、犯罪被害者支援を適切に行います。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、被害者に対する適切な相談・保護を行うなど、自立支援に向けた取り組みを推進します。

- ① 関係機関との連携を強化し、被害者に対する支援・保護体制の充実を図ります。
- ② 配偶者暴力相談支援センター等における相談は、被害者の立場に配慮し、同伴児童の心理的ケアや支援にも努めます。
- ③ 必要に応じ一時保護を行い、被害者の自立に向けて、住宅の確保、就業、子どもの就学等の支援を行います。
- ④ DV・デートDV等に関する研修会等を通じて、職務関係者の資質向上を図ります。

(3) 性犯罪等被害者への支援

性犯罪・売買春等の被害者からの相談体制を整備し、心身の回復に向けた支援を行います。

- ① 性犯罪等被害者からの相談には、関係機関と連携し、被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行うよう体制を整備します。
- ② 性犯罪等被害者に対しては、メンタルケア等、被害者の状況に応じた十分な支援を行います。
- ③ 売買春事犯等の取締を徹底し、青少年の非行防止等に努めます。

(4) セクシュアルハラスメント等防止対策の推進

セクシュアルハラスメント等の相談に適切に対応するとともに、防止に向けた啓発活動を推進します。

- ① セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止に向けた普及啓発を推進します。
- ② 女性の総合相談窓口において、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等に関する相談に対応します。
- ③ 職場におけるセクシュアルハラスメント等に対する相談員等の資質向上のための研修を行います。

(5) ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等の被害を未然に防ぐための対策等を推進します。

- ① ストーカー行為等の防止に向けた啓発活動を推進します。
- ② ストーカー行為等の被害者からの相談に適切に対応します。

成果目標

項 目	基 準 値	目 標 値
D V 基本計画策定市町村数	12市町村 (H27までの総計)	20市町村 (H33までの総計)
D V 防止啓発県民向け 講演会への参加者数	108人 (H27)	400人 (H29～H33累計)

重点目標2 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて健康を保持するため、各ライフステージに応じた健康支援を行うとともに、特に妊娠・出産等に関わる支援体制の充実を図ります。

施策の方向

(1) ライフステージに応じた健康支援

「健やか山梨21(第2次)」等の計画に基づき、ライフステージに応じた心身の健康づくりを、生涯を通じて支援します。

- ① 健康に関する講座・研修等の実施により、正しい知識の普及啓発を推進します。
- ② 生涯を通して、相談・健診等による心身の健康維持の支援を行います。
- ③ 健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための取り組みを推進します。
- ④ 生涯にわたる身体活動・運動の習慣化を推進します。
- ⑤ 性と生殖に関する健康づくりの情報や学習機会を提供します。

(2) 妊娠・出産等における健康支援

身近な地域における周産期医療体制を整備するとともに、妊娠・出産等の総合的な相談体制の充実を図ります。

- ① 身近な地域で安心して健診や分娩ができる環境の整備を行うとともに、安心・安全な周産期医療を確保します。
- ② 母子保健、産後のメンタルケア等、女性が心身ともに健康に過ごすことができるように相談・支援を行います。
- ③ 不妊治療に関する情報の提供や相談等の支援を行います。

成果目標

項 目	基 準 値	目 標 値
健康寿命	健康寿命 男性：71.20歳 女性：74.47歳 平均寿命 男性：79.58歳 女性：86.63歳 (H22)	平均寿命の延びを上回る 健康寿命の延伸 (H31)
産前産後ケアセンター 利用者の満足度	—	80.0%以上 (H32)

重点目標3 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境を整備するため、実情に応じたきめ細かな支援を行います。

施策の方向

(1) 高齢者・障害者等に対する支援

高齢者・障害者等の就業や社会参画等の支援の取り組みや、バリアフリー化等による人に優しいまちづくりを推進します。

- ① 高齢者の社会参画や生涯学習等を促進するための学習機会等の充実を図ります。
- ② 障害者の自立支援を図るとともに、社会参画や地域との交流を促進します。
- ③ 外国人への情報提供や相談事業を通じた生活面での支援を行います。
- ④ 高齢者、障害者等が、安全で快適に生活できるよう、人に優しいまちづくりを推進します。

(2) 生活上の困難を抱えた人々に対する支援

ひとり親家庭や貧困等で生活上困難を抱える人に対する就業支援や子育て支援などの取り組みを推進します。

- ① ひとり親家庭等の就業支援や子育てを支援するための環境づくりを進めます。
- ② 生活困窮者に対する相談事業、住居確保給付金の支給その他の支援により、自立に向けた支援を行います。

成果目標

項目	基準値	目標値
高齢者就職率	20.6% (H26)	26.0% (H31)
ひとり親家庭の親の 正規雇用率	母子家庭：36.3% 父子家庭：60.2% (H26)	母子家庭：39.4% 父子家庭：67.2% に近づける (H32)